証券コード　5983
令和３年６月７日

株　主　各　位

千葉県松戸市上本郷167番地
イワブチ株式会社
代表取締役社長　内　田　秀　吾

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和３年６月24日（木曜日）午後５時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

１．日　　時　令和３年６月25日（金曜日）午前10時

２．場　　所　千葉県松戸市上本郷167番地
当社会議室（末尾の会場案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
(１)第71期（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
(２)第71期（令和２年４月１日から令和３年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご出席される株主様は、マスクの着用など新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、下記のウェブサイトに掲載させていただきます。
(https://www.iwabuchi.co.jp/)

議決権の行使についてのご案内

1．郵送（書面）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、令和３年６月24日（木曜日）午後５時15分までに到着するようご返送ください。

2．インターネットによる議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、以下の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、令和３年６月24日（木曜日）午後５時15分までに行使してください。

「インターネット等による議決権行使のご案内」

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1．議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】　https://www.web54.net

2．議決権行使のお取り扱いについて

(1) パソコンおよび携帯電話をご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

（「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

(3)　書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(4)　議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3．パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1)　パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2)　パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)　議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4．システムに関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法等がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル

［電話］0120（652）031　（受付時間 9：00～21：00）

(提供書面)

事　業　報　告

(令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで)

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落ち込みに一定の回復が見られたものの、感染症再拡大による社会経済活動の制限などから、設備投資や個人消費は依然不透明な状況にあります。

当社の主要需要であります電力業界においては、送配電部門の分社化を背景に、更なる経営合理化の推進による設備投資の抑制やコスト削減要請が続いており、厳しい受注環境となりました。一方、通信業界においては、総務省が推進するデジタル化に対応した社会環境整備、「ＩＣＴインフラ地域展開マスタープラン3.0」が策定され、光ファイバー網ならびに５Ｇ基地局の整備が進められております。

当社においては、環境省による2050年カーボンニュートラル実現の宣言等もあるなか、ＥＶ関連など環境配慮に関連した製品の開発・販売や、グループ会社とのシナジーにより海外に関連した資機材を受注するなど、新ビジネスの展開を進めました。また、生産・営業・管理部門一丸となって事業活動のプロセス改革・業務改善活動の推進ならびに経営資源の効率化を進めてまいりました。この他、株式市況の回復により年金資産の運用環境が改善し、利益を押し上げました。

以上の結果、当期の売上高は90億１千９百万円と前年同期並みとなりました。経常利益は７億１千６百万円と前年同期に比べ２億９百万円、41.2％の増益となりました。当期純利益については４億７千１百万円と、特別利益を計上した前年同期と比べ１億３千９百万円、22.8％の減益となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症による業績への影響について、当社に関連した需要に大きな影響はありませんでした。

当社の事業区分は単一セグメントであり、それに代わる需要分野別の業績は、次のとおりであります。

交通信号・標識・学校体育施設関連

交通信号・標識関連は、信号灯器の改修、標識の保守・改修工事が全国的に実施されたことから堅調に推移しました。学校体育施設関連についても、防球ネット工事件数が全国的に少なかったものの、多くの新製品投入などにより堅調に推移しました。その結果、売上高は11億２千万円と前年同期並みとなりました。

ＣＡＴＶ・防災無線関連

防災無線関連は、デジタル化への更新工事や補改修工事が全国的に実施されたことから、好調に推移しました。一方、ＣＡＴＶ関連は、受注物件数の減少から、低調に推移しました。その結果、売上高は10億４千３百万円と前年同期に比べ１億９千１百万円、15.5％の減収となりました。

情報通信関連

情報通信関連は、総務省が推進する光ファイバー網の整備工事が始まり、好調に推移しました。また、５Ｇに関連した移動体基地局用製品など顧客ニーズに即した新製品を積極的に投入しました。その結果、売上高は18億８千１百万円と前年同期に比べ２億１千５百万円、12.9％の増収となりました。

配電線路関連

配電線路関連は、電力会社による経営基盤強化に向けた調達価格の見直しなどにより、厳しい受注環境となりました。そのような状況の中、製品ラインナップの拡充と既存製品の販売拡大を行った結果、売上高は32億９百万円と前年同期並みとなりました。

その他

鉄道関連は、安全対策関連工事の追加発注があり、好調に推移しました。一方、一般民需、公共工事関連では、街路灯・防犯灯ＬＥＤ化を中心としたセキュリティ関連工事が減少し低調に推移しました。その結果、売上高は17億６千４百万円と前年同期に比べ4千万円、2.2％の減収となりました。

需要分野別売上高

需要分野別	第 70 期（令和元年度）		第 71 期（令和２年度）	
	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
交通信号・標識・学校体育施設関連	1,133,989	12.6	1,120,941	12.4
ＣＡＴＶ・防災無線関連	1,235,246	13.7	1,043,550	11.6
情報通信関連	1,666,387	18.5	1,881,663	20.9
配電線路関連	3,167,936	35.2	3,209,479	35.6
その他	1,804,555	20.0	1,764,129	19.5
計	9,008,114	100.0	9,019,762	100.0

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響に対し世界の企業業績は底入れしたものの、我が国の経済はワクチン接種遅延により依然不透明な状況にあります。

当社の主要需要である電力業界においては、送配電部門の分社化などから、更なる経営合理化の推進による設備投資の抑制やコスト削減要請が予想されます。通信業界においては総務省が推進する「ＩＣＴインフラ地域展開マスタープラン3.0」により、光ファイバー網ならびに５Ｇ基地局の整備が加速することが期待されます。

このような状況のもと、当社は、社会インフラ構築の一翼を担う企業として、研究開発部門を立ち上げ、新製品の開発・販売、業務改善・プロセス改革を推進するとともに、ＥＶ関連・再生可能エネルギー関連といった脱炭素社会を見据えた需要に取り組み、新規マーケットの開拓、シナジーによる新ビジネスの展開など、時代の変化に即応してまいります。

(3) 設備投資の状況

当期は、総額１億８千１百万円の設備投資を行いました。その主なものは、製品の開発改良・生産効率向上のための設備の増強および老朽設備の更新であります。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区　　分	第 68 期 (平成29年度)	第 69 期 (平成30年度)	第 70 期 (令和元年度)	第 71 期 (令和２年度)
売　　上　　高	9,108,102	9,013,761	9,008,114	9,019,762
経　　常　　利　　益	458,448	342,192	507,422	716,521
当　期　純　利　益	307,087	234,822	610,410	471,157
１株当たり当期純利益	285円83銭	218円58銭	568円20銭	438円62銭
総　　資　　産	18,478,811	18,346,217	18,803,438	18,907,507
純　　資　　産	15,099,494	15,026,098	15,352,734	15,717,493

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年２月16日) 等を第69期の期首から適用しており、第68期に係る数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

ア　親会社との関係

該当事項はありません。

イ　重要な子会社の状況

会　　社　　名	資本金(千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
海陽岩淵金属製品有限公司	400,000	100.0	金属製品および部品の製造販売
北 栄 鉄 工 株 式 会 社	30,000	100.0	電力、通信、信号用電気架線金物の製造販売
Ｉ Ｗ Ｍ 株 式 会 社	50,000	100.0	各種電気架線金物・通信工事資機材の販売
協 和 興 業 株 式 会 社	48,000	67.4	電気架線金物の製造販売、土木工事の設計施工

(注) 1．当社の連結対象子会社は上記の重要な子会社４社であり、持分法適用会社は株式会社TCMの１社であります。
2．海陽岩淵金属製品有限公司は、当連結会計年度において、資本金を350,000千円から400,000千円へ増資しております。
3．北栄鉄工株式会社は、令和３年４月１日をもってHOKUEI株式会社に商号変更しております。

(7) 主要な事業内容（令和３年３月31日現在）

電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売に関する事業を行っております。

(8) 主要な営業所および工場（令和３年３月31日現在）

ア　本社　　千葉県松戸市上本郷167番地

イ　松戸工場　　千葉県松戸市中根長津町176番地

ウ　松戸第２工場　　千葉県松戸市上本郷138番地１

エ　支店　　札幌・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡

オ　流通センター　　千葉県松戸市上本郷167番地

(9) 使用人の状況（令和３年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
262名(14名)	14名減(３名増)	44歳	16.4年

（注）１．使用人数は就業員数であり、定年再雇用者８名を含んでおります。
２．臨時雇用者（パート・アルバイト）は、（ ）内に当期の平均人員を外数で記載しております。

２．会社の株式に関する事項（令和３年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,100,000株（自己株式25,867株を含む。）

(3) 株主数 1,250名

(4) 大株主

株主名	持株数(百株)	持株比率(%)
イワブチ取引先持株会	926	8.62
住友商事株式会社	600	5.59
イワブチ従業員持株会	399	3.71
損害保険ジャパン株式会社	398	3.71
三井住友信託銀行株式会社	380	3.54
公益財団法人光奨学会	380	3.54
株式会社常陽銀行	359	3.34
日本製鉄株式会社	320	2.98
光岡毅	243	2.27
山口プレス工業株式会社	163	1.52

（注）１．百株未満は切り捨てて表示しております。
２．当社は、自己株式25,867株を所有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3．会社の取締役および監査役に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等（令和３年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	内田秀吾	営業本部長兼海陽岩淵金属製品有限公司董事長
専務取締役	宮﨑洋一	生産本部長
専務取締役	西澤良	営業本部副本部長
常務取締役	遠藤雅道	管理本部長
常務取締役	渡邉尚浩	営業本部営業統括部長
取締役	篠崎泰之	社長室担当取締役
取締役	小山隆	札幌支店長
取締役	富樫一郎	社長室長
取締役	堀井哲也	住友商事グローバルメタルズ株式会社出向 鋼板本部薄板事業部部長代理
常勤監査役	鈴木健司	
監査役	大石眞	
監査役	土屋文実男	
監査役	萩之内誠	損害保険ジャパン株式会社千葉西支店長

（注）１．当期中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
（1）令和２年６月25日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、取締役鈴木健司氏、監査役高橋明氏および北村隆志氏が辞任いたしました。
（2）令和２年６月25日開催の第70回定時株主総会において、鈴木健司氏および萩之内誠氏が監査役に新たに選任され、それぞれ就任いたしました。
２．取締役の堀井哲也氏は、社外取締役であります。
３．監査役の土屋文実男氏および萩之内誠氏は、社外監査役であります。なお、監査役土屋文実男氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．監査役の土屋文実男氏および萩之内誠氏は、その経歴から財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．当期末日後の取締役の重要な兼職の異動は次の通りであります。
令和３年４月１日付で、堀井哲也氏は、住友商事グローバルメタルズ株式会社出向
鋼板本部薄板事業部長に就任しました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償の限度額は、社外取締役および各監査役ともに法令が規定する最低責任限度額としております。

(3) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

ア　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、令和３年２月24日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次の通り決議しております。

取締役の個人別の報酬については毎年３月に取締役会で支給金額の決定の全てを代表取締役社長に委任し、従業員の給与体系を念頭に、役位、担当業務、経歴等を勘案の上で年俸を決定しております。支給方法は、毎月、年俸の月割り金額を支給しております。

なお、監査役の報酬については監査役の協議にて決定しております。

また、業績の向上により、役員賞与を支給する場合は、株主総会の決議としております。

役員退職慰労金は、その具体的金額、支給の時期、方法等を、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議に一任する旨の決議を株主総会で行い、その後、取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議で、役員退職慰労金規定に基づき支給額を決定しております。

イ　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長内田秀吾が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の事業を把握し、各取締役の評価を行うには代表取締役が適任であると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬額の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が作成した原案を基に担当取締役と決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としては、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

ウ　取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員(名)	支給額(千円)
取　締　役	10	239,605
監　査　役	6	21,330
合　計	16	260,935

(注) １．平成18年６月29日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額４千万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。
２．平成23年６月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額４億円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
３．取締役および監査役の支給人員には、令和２年６月25日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名、監査役２名が含まれております。
４．取締役への支給額のうち社外取締役１名に240千円支給しております。
５．監査役への支給額のうち社外監査役３名に3,600千円支給しております。
６．上記の報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
７．上記のほか、令和２年６月25日開催の第70回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当期ならびに当期以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金の増加額を除いております。
退任取締役　１名　513千円
退任監査役　１名　342千円
８．当社の役員報酬は、全て基本報酬であります。

(4) 社外役員に関する事項

ア　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役堀井哲也氏は、住友商事グローバルメタルズ株式会社出向　鋼板本部薄板事業部部長代理であり、同社は当社と材料仕入れの取引関係があります。なお、令和３年４月１日付で同社鋼板本部薄板事業部長に就任しております。

イ　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ　当期における主な活動状況

（ア）取締役会および監査役会への出席状況

役員氏名	取締役会		監査役会	
	開催数(回)	出席数(回)	開催数(回)	出席数(回)
取締役　堀井哲也	12	10	-	-
監査役　土屋文実男	12	11	7	7
監査役　萩之内　誠	10	7	6	4

（注）監査役萩之内誠氏は、当期中に開催された取締役会および監査役会のうち、令和２年６月25日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

（イ）取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役堀井哲也氏、社外監査役土屋文実男氏および萩之内誠氏は、取締役会においては、主に法令や定款の順守に係る見地から、適宜意見を述べております。

社外監査役土屋文実男氏および萩之内誠氏は、監査役会においては、監査の方法およびその他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見を述べております。

（ウ）社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役堀井哲也氏は、その経歴からの幅広い知見から、当社取締役会の意思決定に際し、適宜客観的な視点からの意見や指導を行っております。

4．会計監査人に関する事項

(1) 名　　称　有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額(千円)
当期に係る会計監査人の報酬等の額	23,000
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、常勤監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、その他の事由により監査役会が会計監査人の解任または不再任を適当と判断した場合、監査役会の決定により、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

5．会社の体制および方針

(1) 当社取締役および子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、平成27年４月21日の取締役会において、平成27年５月１日施行の改正会社法を踏まえ、会社法第362条第４項第６号に規定する体制の整備について、次のとおり決議しております。

なお、決議には実施されている内部統制体制の確認を含めております。

会社法の要求する業務の適正を確保するための体制については、社会的責任、企業規模、業界および生産する製品の特殊性、経営への影響度、費用対効果を充分考慮して整備いたします。

ア　当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）当社は、取締役、従業員を含めた「イワブチグループ企業行動指針」を定めるとともに、役員を対象とする役員規定を定め、これらの順守を図っています。

（イ）取締役には取締役会規定が設けられ、原則月１回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。

（ウ）当社は、監査役会設置会社として、取締役の職務執行に関しては監査役会の定める監査方針および分担に従って各監査役の監査を受けます。

（エ）取締役が他の取締役の法令・定款違反を発見した場合は監査役に報告し、その是正を図ります。

イ　当社子会社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

ウ　当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

（ア）「イワブチグループ企業行動指針」を定め、グループとして業務の適正を確保しています。

（イ）「子会社管理規定」を定め、子会社からの報告および内部監査を充実し、グループ内の意思の疎通を図っています。

（ウ）当社の取締役または使用人を子会社の取締役および監査役またはこれらに準ずる役職に任命し、業務執行の適正を図っています。

エ　当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（ア）当社は、書類による情報の保存を原則とし、取締役の職務執行に係る書類および文書は「文書管理規定」に基づき、保存年限を定め、検索性の高い状態で保存、管理しています。

（イ）電磁的文書および記録については、「情報管理規定」を整備し、適切な情報の保存および管理を行っています。

オ　当社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

（ア）当社は、業務に係るリスクの予防と緊急時の体制に関しては規定類を定めて管理しており、経営に重大な影響を及ぼすリスクの評価については定期的に見直しを行い、その対策を検証する体制を整えています。

（イ）「情報管理規定」を定め、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全についての体制を整えています。

カ　当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）取締役会、常務会を原則月１回開催して経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。加えて、取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

（イ）取締役会の決定に基づく業務執行については、「会社組織および業務分掌規定」、「職務権限規定」などにおいてそれぞれの責任について定めています。

キ　当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）「コンプライアンス体制」の社長声明を各部門に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図るとともに、コンプライアンス体制の基礎として、「イワブチグループ企業行動指針」および「コンプライアンス基本規定」を定めています。

（イ）上記の基本規定には、内部通報およびコンプライアンス教育についても定めています。

ク　当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「子会社管理規定」において、当社の取締役会に定期的に子会社からの出席を求め、経営上重要な事項につき報告を受けると定めています。

ケ　当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は上記オ（ア）において、「子会社」に係るリスクを認識し管理しています。

コ　当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（ア）子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

（イ）子会社取締役は、原則３か月に１度、当社取締役会に出席し重要事項の報告を行っております。また、当社による子会社内部監査を定期および臨時に実施しています。

サ　当社子会社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（ア）「コンプライアンス体制」の親会社社長声明を各子会社に掲示して法令・規則の順守を徹底するよう図っています。

（イ）「イワブチグループ企業行動指針」を定め、法令・規則順守の周知徹底を図っています。

（ウ）当社による子会社内部監査を定期および臨時に実施しています。

シ　当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（ア）監査役より、その職務を補助するスタッフの要請がある場合は、内部統制評価員をその任にあたらせます。

（イ）内部統制評価員がその任に従事している間の指示は監査役とし、取締役からの独立性を確保します。その旨「財務報告に係わる内部統制の構築と評価に関する実務要領」に定めています。

（ウ）内部統制評価員は、上記実務要領の定めのとおり監査役の指揮命令に従うものとし、監査役の指示の実効性を確保しています。

ス　当社監査役への報告に関する体制

（ア）常勤監査役が報告を受ける体制として既に実施されている次のことを制度化しています。

ａ 担任役員以上による決裁稟議書を回覧

ｂ 部店長会議および社内各種委員会への出席

（イ）現在実施されている監査役の電子情報の閲覧につき、日常的監査を容易にするため、可能な限りのアクセス権を設定しています。

（ウ）当社による子会社内部監査の監査結果は、遅滞なく監査役に報告されています。

（エ）当社は、監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底しています。

（オ）当社「監査役監査規定」において、その職務遂行のために必要な費用は会社に請求することができると定めています。

（カ）上記に拘らず、監査役は必要の都度、当社および子会社取締役または使用人に対して報告を求めることが出来るものとしています。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

ア　コンプライアンス

（ア）「コンプライアンス体制」の社長声明および「イワブチグループ企業行動指針」を各部門および子会社に掲示し、コンプライアンスを重視する経営の基本方針を周知しています。

（イ）「コンプライアンス基本規定」に社員の責務、社員の禁止事項、是正処置および通報の義務を定め、コンプライアンス教育により「規定類・法令・規則の順守」の徹底を図り、内部監査でその重要性を認識させています。

イ　リスク管理

（ア）業務に係る種々のリスクを認識し、それらの管理体制の整備を行っています。予防と緊急時の体制に関する規定類に基づき、経営に重大な影響を及ぼすリスクの評価を定期的に見直し、対応策を検討しています。

（イ）「情報管理規定」に基づき、電磁的文書および記録の保全ならびに施設の保全と安全について管理を行っています。

ウ　グループ会社管理体制

（ア）子会社取締役の重要な職務については、当社取締役会の付議事項として事前の審議を経て執行しています。

（イ）「子会社管理規定」に基づき、子会社取締役は、原則３か月に１度、当社取締役会に出席し、経営上重要な事項の報告を行っています。

（ウ）「内部監査規定」に基づき、当社による子会社の内部監査を定期および臨時に行い、法令・規定類の順守、損失の危険の管理、業務の効率性など業務の適正な遂行を図っています。

エ　取締役の職務の執行

（ア）取締役には取締役会規定が設けられ、原則月１回の適切な同会運営が確保されており、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止しています。

（イ）取締役会、常務会においては、経営方針および経営戦略に関わる重要事項について決定しています。

（ウ）取締役が出席する予算審議委員会、販売企画委員会、生産計画委員会、品質管理委員会を毎月開催し、審議を経て各部門が業務を執行しています。

オ　監査役の職務執行

（ア）担任役員以上の決裁稟議書を回覧しています。また、電子情報に可能な限りのアクセス権を設定し、日常的監査を容易にしています。部店長会議および社内各種委員会へ出席しています。

（イ）当社による子会社内部監査の監査結果を報告しています。

（ウ）監査役へ報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをしない旨周知徹底しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(4) 反社会的な勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

ア　当社は、「イワブチグループ企業行動指針」において、法令、規則の順守を定めた上、順守すべき「コンプライアンスの具体的項目」を別途掲げ、反社会的な勢力および団体とは対決することを明記しています。

イ　対応総括部門を総務部とし、所轄警察署、顧問弁護士などの外部機関と連携し、また、社内イントラネットにおいて対応マニュアルを掲示するなどして、反社会的勢力からの不当要求に対応することとしています。

ウ　千葉県企業防衛協議会、千葉県暴力団追放県民会議、松戸市職場警察連絡協議会に加入するなど、反社会的勢力に関する情報を収集するとともに、必要な情報を社内へ周知しています。

貸 借 対 照 表

(令和３年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**11,808,545**	**流動負債**	**2,069,482**
現金及び預金	6,658,713	支払手形	881,254
受取手形	594,600	買掛金	487,509
電子記録債権	790,949	１年内返済予定の長期借入金	107,600
売掛金	1,742,641	リース債務	7,956
商品及び製品	1,695,385	未払金	133,767
仕掛品	72,789	未払費用	68,408
原材料及び貯蔵品	94,219	未払法人税等	65,366
前払費用	12,657	賞与引当金	200,066
その他	154,881	設備関係支払手形	17,016
貸倒引当金	△8,293	その他	100,535
固定資産	**7,098,962**	**固定負債**	**1,120,531**
有形固定資産	**5,067,792**	長期借入金	185,100
建物	1,442,255	リース債務	15,051
構築物	40,660	退職給付引当金	410,279
機械及び装置	70,365	役員退職慰労引当金	368,419
車両運搬具	7,382	受入保証金	128,870
工具、器具及び備品	51,988	その他	12,811
土地	3,065,446	**負債合計**	**3,190,013**
リース資産	385,216	(純資産の部)	
建設仮勘定	4,478	**株主資本**	**15,308,222**
無形固定資産	**60,157**	**資本金**	**1,496,950**
借地権	24,535	**資本剰余金**	**1,210,656**
ソフトウエア	16,220	資本準備金	1,210,656
リース資産	11,382	**利益剰余金**	**12,751,601**
その他	8,019	利益準備金	379,237
投資その他の資産	**1,971,012**	その他利益剰余金	12,372,364
投資有価証券	964,846	土地圧縮積立金	45,652
関係会社株式	256,040	別途積立金	11,550,000
関係会社出資金	350,000	繰越利益剰余金	776,711
出資金	3,160	**自己株式**	**△150,986**
長期貸付金	1,573	**評価・換算差額等**	**409,271**
会員権	118,675	**その他有価証券評価差額金**	**409,271**
前払年金費用	169,101		
繰延税金資産	94,820		
その他	29,048		
貸倒引当金	△16,253	**純資産合計**	**15,717,493**
資産合計	**18,907,507**	**負債純資産合計**	**18,907,507**

損 益 計 算 書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		
製品売上高	7,594,978	
商品売上高	1,424,783	9,019,762
売上原価		
製品売上原価	5,224,068	
商品売上原価	1,182,529	6,406,598
売上総利益		2,613,164
販売費及び一般管理費		2,005,068
営業利益		608,095
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	41,255	
受取賃貸料	45,831	
受取保険金	12,893	
貸倒引当金戻入額	4,416	
その他	7,087	111,484
営業外費用		
支払利息	3,042	
その他	15	3,058
経常利益		716,521
特別利益		
固定資産売却益	305	
投資有価証券売却益	205	510
特別損失		
固定資産除売却損	5,445	
関係会社株式評価損	32,224	37,669
税引前当期純利益		679,363
法人税、住民税及び事業税	169,454	
法人税等調整額	38,751	208,206
当期純利益		471,157

株主資本等変動計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
				土地圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,496,950	1,210,656	379,237	45,652	11,150,000	920,400	12,495,290	△150,299	15,052,597
当期変動額									
別途積立金の積立					400,000	△400,000	－		－
剰余金の配当						△214,846	△214,846		△214,846
当期純利益						471,157	471,157		471,157
自己株式の取得								△686	△686
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	400,000	△143,688	256,311	△686	255,624
当期末残高	1,496,950	1,210,656	379,237	45,652	11,550,000	776,711	12,751,601	△150,986	15,308,222

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	300,136	15,352,734
当期変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△214,846
当期純利益		471,157
自己株式の取得		△686
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	109,135	109,135
当期変動額合計	109,135	364,759
当期末残高	409,271	15,717,493

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

①　子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②　その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①　商品、製品、仕掛品、原材料……総平均法による原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②　貯蔵品……最終仕入原価法
（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法

3．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和２年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「Ⅲ．重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

Ⅲ．重要な会計上の見積りに関する注記

１．「商品及び製品」の評価に関する事項

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,695,385千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「商品及び製品」の評価基準及び評価方法は、総平均法による原価法によっております。また、貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。なお、需要予測に基づく販売計画に照らして収益性の低下を見積っておりますが、需要予測には関連業界の設備投資計画やコスト削減計画が含まれるため、不確実性を伴っております。今後、需要予測の前提が変化し、販売計画の変更が必要となった場合には、「商品及び製品」の簿価を切下げ、売上原価が上昇する可能性があります。

Ⅳ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	8,160,216千円
２．関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	480,343千円
短期金銭債務	311,064千円

Ⅴ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	796,010千円
仕入高	1,679,344千円
その他の営業取引高	48,937千円
営業取引以外の取引高	30,890千円

Ⅵ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	25,750	117	－	25,867
合計	25,750	117	－	25,867

（注）普通株式の増加117株は、単元未満株式の買取によるものであります。

Ⅶ. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	7,477千円
賞与引当金	60,940千円
役員退職慰労引当金	112,220千円
退職給付引当金	124,971千円
未払事業税	6,871千円
会員権等評価損	63,123千円
その他	34,518千円
繰延税金資産小計	410,122千円
評価性引当額	△71,920千円
繰延税金資産合計	338,202千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△171,794千円
土地圧縮積立金	△19,996千円
前払年金費用	△51,508千円
その他	△83千円
繰延税金負債合計	△243,382千円
繰延税金資産の純額	94,820千円

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	海陽岩淵金属製品有限公司	所有 直接　100%	製品・部品の仕入 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入	586,783	買掛金	48,295
子会社	北栄鉄工株式会社	所有 直接　100%	製商品・部品の仕入 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入	322,939	買掛金	27,489
子会社	ＩWM株式会社	所有 直接　100%	当社製商品の販売 役員の兼任	電気架線金物の販売	266,979	売掛金	148,602
子会社	協和興業株式会社	所有 直接 67.36%	製商品・部品の仕入 当社製商品の販売 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入 電気架線金物の販売	83,794 35,547	買掛金 売掛金	9,319 3,421
関連会社	株式会社ＴCM	所有 直接 50.00%	当社製商品の販売 役員の兼任	電気架線金物の販売	471,996	受取手形 売掛金	85,617 123,965
関連会社	富田鉄工株式会社	所有 直接 25.91% (被所有) 直接　0.32%	製商品・部品の仕入 工場等の賃貸 役員の兼任	金属製品及び部品の仕入 工場等の賃貸	662,123 17,096	支払手形 買掛金 前受収益	161,931 56,005 1,511

（注）1．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等
製商品・部品の仕入及び製商品の販売について、価格その他の取引条件は、当社と関連しない他の当事者との取引条件を勘案の上、決定しております。

3．北栄鉄工株式会社は、令和３年４月１日をもってＨＯＫＵＥＩ株式会社に商号変更しております。

4．富田鉄工株式会社に対する工場等の賃貸については、近隣の相場を勘案し、双方協議の上、決定しております。

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	14,632円73銭
１株当たり当期純利益	438円62銭

Ⅹ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(令和３年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**12,717,992**	**流動負債**	**2,307,134**
現金及び預金	7,282,209	支払手形及び買掛金	1,516,617
受取手形及び売掛金	2,413,626	短期借入金	149,070
電子記録債権	808,911	未払法人税等	69,492
商品及び製品	1,771,727	賞与引当金	208,973
仕掛品	113,296	その他	362,979
原材料及び貯蔵品	238,742		
その他	100,062		
貸倒引当金	△10,583		
固定資産	**7,272,440**	**固定負債**	**1,256,594**
有形固定資産	**5,526,450**	長期借入金	249,804
建物及び構築物	1,618,322	役員退職慰労引当金	412,381
機械装置及び運搬具	176,232	退職給付に係る負債	434,070
土地	3,273,547	繰延税金負債	141
リース資産	389,556	その他	160,196
建設仮勘定	4,478	**負債合計**	**3,563,728**
その他	64,314	(純資産の部)	
無形固定資産	**89,236**	**株主資本**	**15,823,901**
投資その他の資産	**1,656,753**	**資本金**	**1,496,950**
投資有価証券	1,211,739	**資本剰余金**	**1,231,962**
長期貸付金	1,573	**利益剰余金**	**13,245,974**
退職給付に係る資産	169,101	**自己株式**	**△150,986**
繰延税金資産	97,232	**その他の包括利益累計額**	**514,417**
その他	193,360	**その他有価証券評価差額金**	**409,271**
貸倒引当金	△16,253	**為替換算調整勘定**	**105,146**
		非支配株主持分	**88,386**
		純資産合計	**16,426,704**
資産合計	**19,990,433**	**負債純資産合計**	**19,990,433**

連結損益計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

(単位：千円)

科目	金	額
売上高		**9,893,710**
売上原価		**6,920,722**
売上総利益		**2,972,987**
販売費及び一般管理費		**2,282,906**
営業利益		**690,081**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	37,061	
受取賃貸料	43,481	
受取保険金	12,893	
貸倒引当金戻入額	4,577	
その他	8,281	**106,296**
営業外費用		
支払利息	3,800	
持分法による投資損失	3,658	
為替差損	25,297	
その他	323	**33,080**
経常利益		**763,296**
特別利益		
固定資産売却益	309	
投資有価証券売却益	205	**515**
特別損失		
固定資産除売却損	5,769	
関係会社株式評価損	32,224	**37,993**
税金等調整前当期純利益		**725,818**
法人税、住民税及び事業税	174,284	
法人税等調整額	42,437	**216,721**
当期純利益		**509,097**
非支配株主に帰属する当期純損失		**2,524**
親会社株主に帰属する当期純利益		**511,621**

連結株主資本等変動計算書

（令和２年４月１日から
令和３年３月31日まで）

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,496,950	1,231,962	12,949,199	△150,299	15,527,812
当期変動額					
剰余金の配当			△214,846		△214,846
親会社株主に帰属する当期純利益			511,621		511,621
自己株式の取得				△686	△686
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	296,775	△686	296,088
当期末残高	1,496,950	1,231,962	13,245,974	△150,986	15,823,901

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	300,136	45,670	345,806	90,910	15,964,529
当期変動額					
剰余金の配当					△214,846
親会社株主に帰属する当期純利益					511,621
自己株式の取得					△686
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	109,135	59,475	168,610	△2,524	166,086
当期変動額合計	109,135	59,475	168,610	△2,524	462,175
当期末残高	409,271	105,146	514,417	88,386	16,426,704

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

（1）連結子会社の数　　４社

連結子会社の名称　　海陽岩淵金属製品有限公司
北栄鉄工株式会社
ＩWM株式会社
協和興業株式会社

なお、北栄鉄工株式会社は、令和３年４月１日をもってＨＯＫＵＥＩ株式会社に商号変更しております。

（2）非連結子会社の名称

丸山建設株式会社

（連結の範囲から除いた理由）

丸山建設株式会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除外しております。

２．持分法の適用に関する事項

（1）持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社の数　　１社

持分法を適用した関連会社の名称　株式会社ＴＣＭ

（2）持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称

①　非連結子会社

丸山建設株式会社

②　関連会社

富田鉄工株式会社

（持分法を適用していない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項

海陽岩淵金属製品有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4．会計方針に関する事項

（1）重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

（イ）商品、製品、仕掛品、原材料 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（ロ）貯蔵品 ……最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社においては定率法

ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

在外連結子会社においては定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合には残価保証額）とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、会社規定に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に全額費用処理しております。

（ハ）小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

Ⅱ．表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　令和２年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に「Ⅲ．重要な会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

Ⅲ．重要な会計上の見積りに関する注記

１．「商品及び製品」の評価に関する事項

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品	1,771,727千円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「商品及び製品」の評価基準及び評価方法は、総平均法による原価法によっております。また、連結貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。なお、需要予測に基づく販売計画に照らして収益性の低下を見積っておりますが、需要予測には関連業界の設備投資計画やコスト削減計画が含まれるため、不確実性を伴っております。今後、需要予測の前提が変化し、販売計画の変更が必要となった場合には、「商品及び製品」の簿価を切下げ、売上原価が上昇する可能性があります。

Ⅳ．連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額	9,550,539千円

２．担保資産及び担保付債務

担保に供している資産	
建物	5,029千円
土地	160,500千円
合計	165,529千円
担保付債務	
短期借入金	3,996千円
長期借入金	10,010千円
合計	14,006千円

Ⅴ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	1,100,000	－	－	1,100,000
合計	1,100,000	－	－	1,100,000
自己株式				
普通株式	25,750	117	－	25,867
合計	25,750	117	－	25,867

（注）普通株式の自己株式の増加117株は、単元未満株式の買取によるものであります。

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和２年６月25日定時株主総会	普通株式	107,425	100	令和２年３月31日	令和２年６月26日
令和２年11月16日取締役会	普通株式	107,421	100	令和２年９月30日	令和２年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

令和３年６月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額 107,413千円
② １株当たり配当額 100円
③ 基準日 令和３年３月31日
④ 効力発生日 令和３年６月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

Ⅵ．金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に基づいて、所要資金を銀行借入により調達しております。なお、デリバティブ取引については、行わないことにしております。

余資については、短期の定期預金等で運用しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、取引先ごとに、与信管理、回収状況及び残高管理を行い、必要に応じ信用状況を把握することとしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスクがありますので、定期的に時価評価を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、その全てが５ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注) 2参照)。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	7,282,209	7,282,209	－
(2) 受取手形及び売掛金	2,413,626		
貸倒引当金（※1）	△8,065		
	2,405,561	2,405,561	－
(3) 電子記録債権	808,911		
貸倒引当金（※2）	△2,344		
	806,566	806,566	－
(4) 投資有価証券	933,103	933,103	－
資　産　計	11,427,441	11,427,441	－
(1) 支払手形及び買掛金	1,516,617	1,516,617	－
(2) 短期借入金	20,000	20,000	－
(3) 未払法人税等	69,492	69,492	－
(4) 長期借入金（1年以内に返済予定のものを含む。)	378,874	377,167	△1,707
負　債　計	1,984,985	1,983,277	△1,707

(※1) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。
(※2) 電子記録債権に係る貸倒引当金を控除しております。
(注) 1．金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

株式の時価は取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しており、これに関する連結貸借対照表計上額と取得原価との差額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得原価	連結貸借対照表計上額	差　額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	330,725	917,529	586,803
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	21,311	15,573	△5,737
合　計		352,037	933,103	581,065

負　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（１年以内に返済予定のものを含む。）

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額278,635千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（4）投資有価証券」には含めておりません。

３．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	7,282,209	－	－	－
受取手形及び売掛金	2,413,626	－	－	－
電子記録債権	808,911	－	－	－
合　計	10,504,747	－	－	－

４．借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
短期借入金	20,000	－	－	－	－	－
長期借入金	129,070	120,704	89,512	12,218	8,682	18,688
合　計	149,070	120,704	89,512	12,218	8,682	18,688

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　15,292円99銭

１株当たり当期純利益　476円28銭

Ⅷ．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月11日

イ ワ ブ チ 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　　昇 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　成　島　　徹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イワブチ株式会社の令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和３年５月11日

イ ワ ブ チ 株 式 会 社
取 締 役 会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　斎　藤　　昇 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　成　島　　徹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イワブチ株式会社の令和２年４月１日から令和３年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イワブチ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

（１）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規定の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和３年５月13日

イワブチ株式会社　監査役会

常勤監査役　鈴　木　健　司　㊞

監　査　役　大　石　　眞　㊞

社外監査役　土　屋　文実男　㊞

社外監査役　萩之内　　誠　㊞

以　上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当金に関する事項

第71期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金100円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は107,413,300円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

令和３年６月28日といたしたいと存じます。

２．剰余金についてのその他の処分に関する事項

別途積立金の積み立てにつきましては、当社は企業価値向上に向け積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図る必要があると考え、また、株主の皆様に対する安定的な利益還元に備えるため、以下のとおり２億円を、別途積立金に積み立てることにいたしたいと存じます。

（1）増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　200,000,000円

（2）減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　200,000,000円

第２号議案　取締役６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役宮﨑洋一、遠藤雅道、渡邉尚浩、篠崎泰之、堀井哲也の５氏は任期満了となり、また、取締役西澤良氏は辞任いたします。

つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	みやざき　よういち 宮﨑　洋一 （昭和30年１月28日生）	昭和54年４月　当社入社 平成12年３月　営業統括部長 平成14年３月　名古屋支店長 平成15年６月　取締役名古屋支店長 平成18年３月　取締役製造部長 平成25年６月　常務取締役製造部長 平成27年４月　常務取締役製造部長兼品質保証部長 平成28年４月　常務取締役製造部長 平成30年４月　常務取締役生産本部長 平成30年６月　専務取締役生産本部長（現任）	3,700株
2	えんどう　まさみち 遠藤　雅道 （昭和30年10月３日生）	昭和54年４月　当社入社 平成14年３月　情報システム部長 平成23年４月　総務部長 平成23年６月　取締役総務部長 平成28年６月　常務取締役総務部長 平成30年４月　常務取締役管理本部長兼総務部長 令和２年４月　常務取締役管理本部長（現任）	2,000株
3	わたなべ　なおひろ 渡邉　尚浩 （昭和31年２月14日生）	昭和55年４月　日本電信電話公社入社 平成13年８月　東日本電信電話㈱山梨支店設備部長 平成16年４月　ＮＴＴインフラネット㈱出向首都圏支店神奈川支店長 平成18年４月　同社首都圏支店設備部長 平成21年４月　当社入社、営業第二部担当部長 平成25年６月　取締役営業第二部長 平成30年４月　取締役営業本部営業統括部長 平成30年６月　常務取締役営業本部営業統括部長（現任）	1,200株
4	しのざき　やすゆき 篠崎　泰之 （昭和26年７月24日生）	昭和50年４月　住友商事㈱入社 平成22年６月　当社監査役就任 平成23年６月　当社取締役就任 平成23年８月　取締役社長室長 平成30年７月　取締役社長室担当（現任）	1,100株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	※ 松下（まつした）　茂（しげる） （昭和32年4月3日生）	昭和51年４月　日本電信電話公社入社 平成22年７月　西日本電信電話㈱大阪東支店設備部部長 平成24年７月　日本コムシス㈱入社 平成27年11月　同社ＮＴＴ事業本部本社アクセスシステム部アクセス推進部門担当部長 平成31年４月　当社入社 令和２年４月　大阪支店長（現任）	－
6	※ 永田（ながた）　健（けん） （昭和40年9月19日生）	平成２年４月　ニチメン㈱（現双日㈱）入社 平成15年８月　サミットスチール㈱（現住友商事グローバルメタルズ㈱）入社 平成25年４月　同社厚板建材事業部長付 令和３年４月　住友商事グローバルメタルズ㈱薄板事業部長付（現任）	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．永田健氏は、社外取締役候補者であります。
４．永田健氏は、その経歴から幅広い見識をもたれており、客観的な視点から当社取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しております。また、当社は、永田健氏の鋼板関係での業務経験を生かし、生産面をはじめとする様々な分野において適切な意見や指導的役割を果たしていただくことを期待しております。なお、永田健氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
５．永田健氏は、就任後、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額とします。

第３号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役萩之内誠氏は辞任いたします。
つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は、次のとおりであります。
なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名（生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
※ 菊池（きくち）　岳士（たけし） （昭和29年12月11日生）	昭和53年４月　日産火災海上保険㈱（現損害保険ジャパン㈱）入社 平成５年４月　同社名古屋支店碧南支社長 平成16年４月　㈱損害保険ジャパン（現損害保険ジャパン㈱）埼玉・千葉業務部長 平成17年４月　同社名古屋店一宮総合支社長 平成21年４月　損保ジャパンひまわり生命保険㈱（現ＳＯＭＰＯひまわり生命保険㈱）出向茨城支社長 平成27年４月　損害保険ジャパン㈱千葉西支店主査（現任）	－

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．菊池岳士氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．菊池岳士氏は、社外監査役候補者であります。
４．菊池岳士氏は、その経歴から幅広い見識をもたれており、客観的な視点から当社経営全般に対して助言および監査を行っていただけるものと判断しております。なお、菊池岳士氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
５．菊池岳士氏は、就任後、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

会社法第335条第３項に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役土屋文実男氏および第３号議案が原案どおり承認可決された場合には菊池岳士氏の補欠として、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
飯田恒二（いいだつねじ） （昭和20年１月17日生）	昭和56年１月　社会保険労務士資格取得 昭和56年４月　日本橋事務所開設 昭和58年３月　社会保険労務士登録 （現在に至る）	－

（注）１．飯田恒二氏と当社は、社会保険労務士として顧問契約を締結しております。
２．飯田恒二氏は、補欠社外監査役候補者であります。
３．飯田恒二氏は、社会保険労務士として、長年にわたり企業の経営全般に関わる助言・指導業務を行われてきたことから、企業経営を統治するに十分な見識をもたれており、当社の監査体制の充実・強化に貢献いただけるものと判断しております。なお、飯田恒二氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
４．飯田恒二氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第１項の責任限定契約を締結する予定であり、賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額といたします。

第５号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役を退任されます西澤良氏に対し、取締役在任中の功労に報いるため、当社の定める基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、在任中大阪支店を中心に、西日本地区の営業統括に尽力し、当社業績に貢献したと評価しているため、相当であります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
西澤良（にしざわりょう）	平成18年６月　当社取締役就任 平成25年６月　常務取締役 令和元年６月　専務取締役（現任）

以　上

第71回定時株主総会会場のご案内

会　　場　千葉県松戸市上本郷167番地
当社会議室

交　　通　ＪＲ－北松戸駅下車　徒歩10分
バス－ＪＲ松戸駅下車（西口バスのりば）
日大歯科病院行乗車
工業団地入口下車　徒歩１分

(会場付近略図)

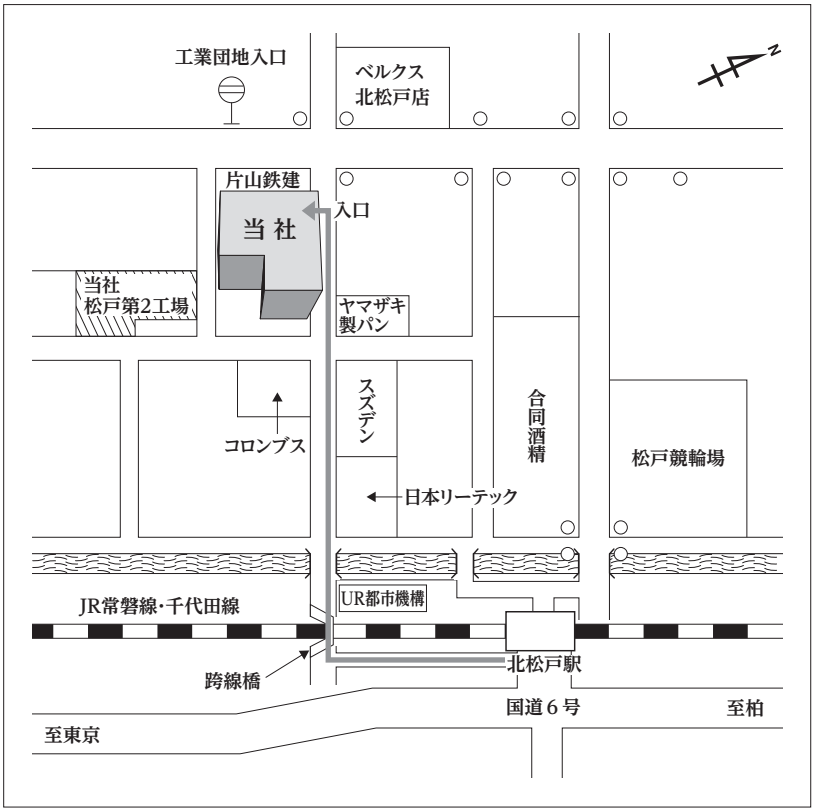

イワブチ株式会社







見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

環境に配慮したFSC®認証紙と植物油インキを使用しています。